

# あおもりヘルステックコンソーシアム運営会則

ヘルステックを核とした健康まちづくり連携協定書に基づいて設置する、あおもりヘルステックコンソーシアムの運営に関し必要な事項について、以下のとおり運営会則を定める。

## 第1条（名称）

本コンソーシアムの名称は「あおもりヘルステックコンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）」とする。

## 第2条（目的）

コンソーシアムは、青森市及び株式会社フィリップス・ジャパン（以下「フィリップス」という。）が締結したヘルステックを核とした健康まちづくり連携協定書第2条に掲げる連携事項（以下「連携事項」という。）を円滑に推進することで、浪岡地区における健康課題に迅速かつ適切に対応するとともに、青森市民の健康寿命延伸に寄与することを目的とする。

## 第3条（活動）

コンソーシアムは前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）浪岡地区におけるヘルステックを核とした健康まちづくり事業
- （2）健康データを蓄積し、分析する拠点となる「あおもりヘルステックセンター」の設置運営
- （3）その他前条の目的を達するために必要な事項

## 第4条（会員）

コンソーシアムは、青森市及びフィリップスのほか、コンソーシアムの目的に賛同し、連携事項に協力する企業、団体等を会員とし、第6条の入会を承認された者により構成する。

## 第5条（推進会議体）

連携事項の具体策を企画するための会議体として、青森市及びフィリップスに所属する担当者により構成するワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、必要に応じ、会員のほか会員以外の団体からも意見を求めることができる。

## 第6条（入会）

コンソーシアムの会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）を事務局に提出するものとする。

2 青森市及びフィリップスは、前項の入会申込書を提出した者が、次に掲げる要件をすべて満たしており、その上で青森市及びフィリップスが適当と認める場合には、当該入会を承認するものとする。

- （1）第2条の目的に賛同する者であること
- （2）第3条の活動に協力する者であること
- （3）暴力団その他の反社会的勢力に属する者でないこと
- （4）コンソーシアムの運営を円滑に進められる者であること

(5) その他青森市及びフィリップスが定めた事由

第7条 (コンソーシアム意見交換会)

- 1 コンソーシアムは、年に1～2回を目途に、青森市において、コンソーシアム意見交換会を開催する。
- 2 会員は、特段の事情なき限り、前項のコンソーシアム意見交換会に参加しなければならない。

第8条 (会費)

コンソーシアムの会費は、無料とする。なお、前条のコンソーシアム意見交換会等、コンソーシアムが実施する個別の活動に必要な経費(交通費・食費等)は、その活動に参加する会員が個々に負担するものとする。

第9条 (退会)

- 会員は、自らの意思により任意に退会することができる。ただし、退会しようとするときは、事務局に書面を持ってその旨を届け出なければならない。
- 2 青森市及びフィリップスは、会員が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該会員を退会させることができる。
    - (1) この会則を遵守しないとき
    - (2) コンソーシアムの名誉を毀損する行為をしたとき
    - (3) 以下のいずれかに該当する又は該当する恐れがあると青森市又はフィリップスが認めたとき。
      - ① 会員が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は会員の役員等(企業である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
      - ② 会員の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
      - ③ 会員の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
      - ④ 会員の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
    - (4) その他、上記に準ずる要件がある場合

第10条 (事務局)

コンソーシアムの事務局は、浪岡病院事務局に置き、青森市及びフィリップスにより構成する。

第11条 (秘密保持等)

コンソーシアムに提供又は開示された秘密情報(提供又は開示を受けた際にコンソーシアムが保有していた情報、公知となっている情報、正当な権限を有する第三

者から適法に取得した情報又は独自に開発・取得した情報を除く、一切の情報をいう。)については、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、秘密情報を提供又は開示した者から事前に書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

2 会員は、秘密情報を第2条の目的以外に使用してはならない。

#### 第12条（協議事項）

この会則に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、青森市とフィリップスが協議の上、定める。